

税理士制度の見直しについて

○平成 23 年度税制改正大綱（抄）〔平成 22 年 12 月 16 日 閣議決定〕

第 3 章 平成 23 年度税制改正

9. 検討事項

〔国税〕

- (1) 納税者権利憲章の制定や税務調査手続の見直しなど納税環境整備に係る諸課題が進展し、その一環としての租税教育の重要性も一層高まる中、税理士の果たすべき役割は今後益々重要になっていくものと考えられます。税理士制度については、平成 23 年度中に見直しの必要性や方向性について結論を出すこととされていますが、その見直しに当たっては、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、引き続き納税者の利便性の向上を図り、税理士に対する納税者からの信頼をより一層高めるとの観点をも踏まえつつ、関係者等の意見も考慮しながら、検討を進めます。

○日本税理士会連合会、国税庁、主税局の合同勉強会について

- ・ 税理士制度の見直しにつき議論
- ・ 平成 23 年 6 月から、これまで 5 回開催（今後も継続して開催予定）